

同業者団体の加入金、会費

Q : 同業者団体に加入する際に支払う加入金はどのような取扱いになりますか。また、会費はどうなりますか？

A : 次のような取扱いになっています。

【解説】

法人が同業者団体等に入会するための入会金などの取扱いは、次のようになっています。

① 入会金

繰延資産となり、5年で均等償却します。ただし、構成員としての地位を他に譲渡できるものである場合は、その団体等を脱退するまで資産計上することとなり、損金には算入することはできません。

② 通常会費

同業者団体等がその構成員のために行う広報活動、調査研究、研修指導、福利厚生その他同業者団体等の通常の業務運営のために経常的に要する費用の分担額として支出する会費(通常会費)は、支出時の損金に算入します。

③ その他の会費

その他の会費は、前払費用とし、その同業者団体等の支出日にその費途に応じて処理をすることになります。例をあげますと、次のようになります。

- ・ 会員相互の親睦
接待交際費
- ・ 政治献金等の寄付
寄付金
- ・ 会館等の取得又は改良
繰延資産

